

瀬戸市歯と口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

平成30年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第44号

瀬戸市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が、生活習慣病の予防を始めとした全身の健康の保持増進に資するなど、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医療関係者、保健医療等関係者、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的事項を定めること等により、歯と口腔の健康づくりを総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第1条に規定する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に従

事する者であって歯と口の健康づくりに関する業務を行うもの及びこれらの者で組織する団体（歯科医療関係者を除く。）をいう。

- (4) ^{はちまるにいまる} 8020運動 あいち歯と口の健康づくり ^{はちまるにいまる} 8020推進条例（平成25年愛知県条例第33号）第2条第4号に規定する運動をいう。
- (5) ^{はちごうにいまる} 8520運動及び ^{きゅうまるにいまる} 9020運動 85歳及び90歳で自分の歯を20本以上保つ運動をいう。

（基本理念）

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受け、及び適切な管理を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 妊娠・出産の時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (4) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。
- (5) 地域における歯科口腔保健の取組を促進すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

(歯科医療関係者及び保健医療等関係者の責務)

第5条 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、その業務において市民の歯科口腔保健を推進するとともに、相互に連携を図りながら、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識を習得し、日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、生涯にわたって自ら進んで歯科口腔保健に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科に係る検診及び保健指導の機会の確保、その他の歯科口腔保健に関する取組の支援に努めなければならない。

(基本的施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (2) 妊娠・出産の時期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (3) はちまるにいます 8020運動、はちごうにいます 8520運動及びきゅうまるにいます 9020運動の推進に関すること。
- (4) 定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨等に関すること。
- (5) 地域における歯科口腔保健の促進に関すること。
- (6) 障害者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推

進に関すること。

- (7) 歯科疾患の予防及び重症化を防止するための取組に関すること。
- (8) 災害発生時における口腔衛生の確保等による、二次的な健康被害の予防に関すること。
- (9) 歯科口腔保健に関する活動を行う者等との連携体制の構築に関すること。
- (10) 歯科口腔保健に携わる者の資質の向上に関すること。
- (11) 歯科口腔保健を効果的に推進するための調査研究に関すること。
- (12) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を推進するための必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び愛知県との連携)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に当たり、国及び愛知県と連携を図るものとする。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。